

# STOP

## ヤミ耕作



### 農家の皆さんへ こんな農地はありませんか？

- 昔から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きがめんどうくさいからヤミで貸して(借りて)いる。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して(借りて)いる。

#### 地主



- 貸している農地を売りたいが、賃借人の同意が必要になるかもしれない
- 農地をいつ返してくれるか口約束だけでは不安だ
- 相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう
- 離作料を請求されたらどうしよう
- 農地を返してもらったとき農地法の許可が必要になるのでは

#### 借り手



- いつ地主から『農地を返してくれ』といわれるか不安だ
- 賃借料を支払っているから地主に文句はいわせない
- 地主が耕作出来ないので、ボランティアのつもりで耕作してやっているのに何が悪い
- 農地を遊ばせておくよりはいいだろう



# 農地の時効取得を ご存じですか？

## 農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。

## そのようなトラブルをなくすために…

## 農地の貸し借りは、正規の手続きで…

農業経営基盤強化促進法に基づく正規の手続きをしましょう



- 公的機関〔市町村・農業委員会・農地中間管理機構（県園芸協会）〕が仲介するので安心して農地の貸し借りが出来ます。
- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- 要件に該当すれば、助成金制度の活用が出来ます。
- 手続きが非常に簡単（市町村・農業委員会等が手続きをしてくれます）で、手数料等一切かかりません。

う〜ん。なるほど、安心だ…

手続きは市町村・農業委員会へ……

